

警環環 第1165号
令和4年11月25日

静岡県知事 川勝 平太 様

磐田市長 草地 博昭



「(仮称)浜松沖洋上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書」
に関する意見について (回答)

令和4年11月2日付け環生第214号により照会がありました件について、静岡県環境影響評価条例第37条の2第2項の規定に基づく環境の保全の見地からの意見を、別紙のとおり提出します。



担 当 磐田市環境水道部環境課
電 話 0538-37-4874
FAX 0538-37-5565

別紙

(仮称) 浜松沖洋上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に関する意見書

環境影響評価の計画段階配慮書に基づく内容に関して、以下の項目について対応すること。

1 全般的事項

- (1) 自治会連合会や地域づくり協議会、地域住民に丁寧な説明を行い、十分な理解を得たうえで、地域住民への生活環境への影響を回避する措置を講ずること。
- (2) 漁業関係者の理解が得られるよう、事業内容及び発電設備や海底ケーブル等の付属設備による影響について丁寧に説明を行うこと。
- (3) 事業稼働後の発電施設等の維持管理計画を示すこと。
- (4) 発電施設の故障等による油や機材等の流出により、周辺環境に及ぼす影響について調査、予測及び評価を実施すること。
- (5) 事業稼働後の電波障害について、調査、予測及び評価を実施すること。

2 騒音、超低周波音及び風車の影

- (1) 騒音や超低周波音は、風向き等により広範囲に影響を及ぼすことが懸念されるため、影響について調査、予測及び評価を実施すること。
また、実施にあたり、既存の陸上風力発電所との複合的な影響に留意すること。
- (2) 風車の影が生活環境に与える影響について、調査、予測及び評価を実施すること。

3 景観

主要な眺望点である竜洋海洋公園から最も近い風車は約2.2kmの距離とされており、圧迫感を受けるなど景観に影響を及ぼすことが予測されることから、関係市町と十分に協議を行い影響について調査、予測及び評価を実施すること。

4 防災・災害

南海トラフ巨大地震の地震動、津波、液状化の影響及び台風による暴風が発生した場合の設備及び陸地への影響を調査、予測し、必要な対策を講ずること。

5 生態系

事業の実施に伴う水質の濁りや海流の変化、騒音等による動植物への影響を可能な限り回避又は軽減すること。

6 廃棄物

事業終了後、発電設備撤去に伴う廃棄物が環境に影響を及ぼすことが懸念されることから、その処分方法等を事前に検討し、この廃棄物が影響を及ぼす環境要素について調査、予測及び評価を実施すること。